

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令参照条文

目次

○ 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）（抄）	1
○ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）	6
○ 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百五十二号）（抄）	6
○ 厚生年金保険法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）	8
○ 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）（抄）	9
○ 国家公務員等退職手当暫定措置法施行令の一部を改正する政令 （昭和三十四年政令第二百八号）（抄）	12
○ 国家公務員等退職手当法施行令の一部を改正する政令（昭和四十八年政令第三百三十四号）（抄）	13
○ 沖縄の復帰に伴う国家公務員退職手当法の適用の特別措置等に関する政令 （昭和四十七年政令第七十六号）（抄）	14

- 独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理及び経過措置に関する政令（平成十七年政令第四十六号）（抄）----- 15
- 国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）（抄）----- 15
- 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十八年政令第三十号）（抄）----- 15
- 恩給給与規則（大正十二年勅令第三百六十九号）（抄）----- 16
- 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）（抄）----- 16
- 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）----- 18
- 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）（抄）----- 19
- 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成九年政令第八十六号）（抄）----- 20
- 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（抄）----- 20

○ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）（抄）

23

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

23

○ 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（抄）

24

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令参照条文

○ 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）（抄）

（遺族の範囲及び順位）

第二条の二 この法律において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 配偶者（届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）
- 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの
- 三 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた親族
- 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第二号に該当しないもの

2 この法律の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この法律の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の方が二人以上ある場合には、その人数によつて当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 （略）

（退職手当の支払）

第二条の三 この法律の規定による退職手当は、他の法令に別段の定めがある場合を除き、その全額を、現金で、直接この法律の規定によりその支給を受けるべき者に支払わなければならない。ただし、政令で定める確実な方法により支払う場合は、この限りでない。

2 次条及び第六条の五の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）並びに第九条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して一月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

（一般の退職手当）

第二条の四 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第六条の三までの規定により計算した退職手当の基本額に、第六条の四の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

（退職手当の調整額）

第六条の四 （略）

2及び3 （略）

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一五 (略)

六 次のいずれかに該当する者 第三条から前条までの規定により計算した退職手当の基本額の百分の六に相当する額

イ 退職日俸給月額が一般職の職員の給与に関する法律の指定職俸給表八号俸の額に相当する額を超える者その他これに類する者として政令で定めるもの

ロ その者の基礎在職期間がすべて特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)第一条各号第七十三号及び第七十四号を除く。)に掲げる特別職の職員としての在職期間である者

5 (略)

(独立行政法人等役員として在職した後引き続き職員となつた者の在職期間の計算)

第八条 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの(退職手当(これに相当する給付を含む。))に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き当該法人の役員となつた場合に、職員としての勤続期間を当該法人の役員としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。以下「独立行政法人等」という。)の役員(常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「独立行政法人等役員」という。)となるため退職をし、かつ、引き続き独立行政法人等役員としての在職した後引き続き再び職員となつた者の第七条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続き在職期間とみなす。

2及び3 (略)

(定義)

第十一条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 退職手当管理機関 退職(この法律その他の法律の規定により、この法律の規定による退職手当を支給しないこととして退職を除く。以下この章において同じ。)の日におけるイからホまでに掲げる職員の区分に応じ、それぞれイからホまでに定める機関をいう。ただし、ホに定める機関が当該職員の退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職(当該職が廃止された場合にあつては、当該職に相当する職)を占める職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関(当該機関がない場合にあつては、懲戒免職等処分及びこの章の規定に基づく処分の性質を考慮して政令で定める機関)をいう。

イ 国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)第一条第一号に規定する各議院事務局の事務総長 両議院の議長が両議院の議院運営委員会の合同審査会に諮つて定める機関

ロ 裁判官 最高裁判所
ハ 検査官 会計検査院

二 人事官 人事院

ホ イからニまでに掲げる者以外の職員 国家公務員法その他の法令の規定（国家公務員法第八十四条第二項（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。）を除く。）により当該職員の退職の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関（当該機関がない場合にあつては、懲戒免職等処分及びこの章の規定に基づく処分の性質を考慮して政令で定める機関）

（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）

第十二条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違が公務に對する国民の信頼に及ぼす影響その他の政令で定める事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 懲戒免職等処分を受けて退職をした者

二 国家公務員法第七十六条の規定による失職（同法第三十八条第一号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者

2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 (略)

(退職手当の支払の差止め)

第十三条 (略)

2 9 (略)

10 前条第二項及び第三項の規定は、支払差止処分について準用する。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第十四条 (略)

2 4 (略)

5 第十二条第二項及び第三項の規定は、第一項及び第二項の規定による処分について準用する。

6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第十五条 (略)

2 5 (略)

6 第十二条第二項の規定は、第一項の規定による処分について準用する。

(遺族の退職手当の返納)

第十六条 (略)

2 第十二条第二項並びに前条第二項及び第四項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

3 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第十七条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われ
た後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当
該退職の日から六月以内に第十五条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第
五項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包
括受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該退職の日から六月以内に、当該退職をした者が当該一般の退
職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑
うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から
六月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引
き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の
額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相
当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に第十五条第五項又は前条第三項において準用する行政手続法第十五
条第一項の規定による通知を受けた場合において、第十五条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死
亡したとき(次項から第五項までに規定する場合を除く。)は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受
給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の
退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認め
られることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあっては
、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第五項までにおいて同じ。)が、当該退職の日から六月以内に基礎在
職期間中の行為に係る刑事事件につき起訴をされた場合(第十三条第一項第一号に該当する場合を含む。次項において同
じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第十五条第一項の規定による処分を受けることな
く死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退
職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員とし
ての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手
当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一

部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられた後において第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に關し再任用職員等に対する免職処分を受けた場合において、第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職を受けたこととなく死亡したとき、当該退職を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6 前各項の規定による処分に基つき納付する金額は、第十二条第一項に規定する政令で定める事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況その他の政令で定める事情を勘案して、定めるものとす。この場合において、当該相続人が二人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。

7 第十二条第二項並びに第十五条第二項及び第四項の規定は、第一項から第五項までの規定による処分について準用する。

8 (略)

(職員が退職した後に引き続き職員となつた場合等における退職手当の不支給)

第十九条 (略)

2 職員が、機構の改革、施設の移譲その他の事由によつて、引き続き地方公務員となり、地方公共団体又は地方独立行政法人（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（以下この項において「特定地方独立行政法人」という。）に就職した場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該地方公共団体の退職手当に關する規定又は当該特定地方独立行政法人の退職手当の支給の基準（同法第四十八条第二項又は第五十一条第二項）に規定する基準をいう。）によりその者の当該地方公共団体又は特定地方独立行政法人における地方公務員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この法律の規定による退職手当は、支給しない。

3 職員が第七条の二第一項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き公庫等職員となつた場合又は同条第二項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続き公庫等職員となつた場合においては、政令で定める場合を除き、この法律の規定による退職手当は、支給しない。

4 (略)

(実施規定)

第二十条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

○ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）

第九十七条 組合員若しくは組合員であつた者が禁錮以上の刑に処せられたとき、組合員が懲戒処分（国家公務員法第八十二条の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く。）を受けたとき又は組合員（退職した後再び組合員となつた者に限る。）若しくは若しくは組合員であつた者が退職手当支給制限等処分（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十四条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等（同法第五条の第二項に規定する一般の退職手当等をいう。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部を支給しないこととする処分若しくは同法第十五条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等の額の全部若しくは一部を返納を命ずる処分又はこれらに相当する処分をいう。第四項において同じ。）を受けたときは、政令で定めるところにより、その者には、その組合員期間に係る退職共済年金の額のうち退職共済年金の職域加算額又は障害共済年金の職域加算額又は障害共済年金の額のうち退職共済年金の職域加算額に相当する金額の全部又は一部を支給しないことができる。

2 遺族共済年金の受給権者が禁錮以上の刑に処せられたときは、政令で定めるところにより、その者には、遺族共済年金の額のうち遺族共済年金の職域加算額に相当する金額の一部を支給しないことができる。

3 (略)

4 連合会は、第一項の規定により退職手当支給制限等処分を受けたことを理由として退職共済年金又は障害共済年金の支給の制限を行うため必要があると認めるときは、国家公務員退職手当法第十一条第二号に規定する退職手当管理機関又はこれに相当する機関に対し、当該退職手当支給制限等処分に関して必要な資料の提供を求めることができる。

第二百二十六条の三 地方の組合の組合員であつた組合員に対するこの法律（第六章を除く。）の規定の適用については、その者の当該地方の組合の組合員であつた間組合員であつたものと、地方公務員等共済組合法の規定による給付（育児休業手当金を除く。）はこの法律中の相当する規定による給付とみなす。ただし、長期給付に関する規定の適用については、地方公務員等共済組合法の長期給付に関する規定の適用を受けた地方の組合の組合員であつた間に限る。

2 前項に定めるもののほか、地方の組合の組合員であつた組合員に対するこの法律の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百五十二号）（抄）

(給付の制限)

第百十一条 組合員若しくは組合員であつた者が禁錮以上の刑に処せられた場合、組合員が懲戒処分(地方公務員法第二十九条の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く。)を受けた場合又は組合員(退職した後再び組合員となつた者に限る。)若しくは組合員であつた者が国家公務員共済組合法第九十七条第一項に規定する退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けた場合には、政令で定めるところにより、その者には、その組合員期間に係る退職共済年金又は障害共済年金の額のうち第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる部分に相当する額の全部又は一部を支給しないことができる。

2 遺族共済年金の受給権者が禁錮以上の刑に処せられたときは、政令で定めるところにより、その者には、遺族共済年金の額のうち第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる部分に相当する額の一部を支給しないことができる。

3 (略)

(国の職員の取扱い)

第百四十二条 常時勤務に服することを要する国家公務員(国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第七十九条又は第八十二条に規定する休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者及び常時勤務に服することを要しない国家公務員のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する国家公務員に準ずる者で政令で定めるものを含むものとし、国から給与を受けない者で政令で定めるもの以外のものを含まないものとする。)のうち警察庁の所属職員及び警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五十六条第一項に規定する地方警務官である者(第九章の二を除き、以下「国の職員」という。)は、職員とみなしてこの法律の規定を適用する。この場合においては、国の職員は、警察共済組合の組合員となるものとする。

2 国の職員についてこの法律を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十一条第一項	(略)	(略)
地方公務員法第二十九条	(略)	(略)
退職手当支給制限等処分に相当する処分	(略)	(略)
国家公務員法第八十二条	(略)	(略)
退職手当支給制限等処分	(略)	(略)

3 5 (略)

第百四十四条 (略)

2 前項に定めるもののほか、国の組合の組合員であつた組合員に対するこの法律の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

(団体職員の取扱い)

第四百四十四条の三 (略)

2 団体職員についてこの法律を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第百十一条第一項	組合員が懲戒処分(地方公務員法第二十九条の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く。)を受けた	地方公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により地方公務員の停職に相当する処分を受けた場合若しくは解雇された

3 (略)

(地方公共団体又は特定地方独立行政法人の報告等)

第百四十四条の三十一 地方公共団体又は特定地方独立行政法人は、政令で定めるところにより、組合員の異動、給与等に關し、組合に報告し、又は文書を提示し、その他組合の業務の執行に必要な事務を行うものとする。

○ 厚生年金保険法 (昭和三十三年法律第二百二十八号) (抄)

(改正前国共済法による給付等)

第十六条 旧適用法人共済組合員期間を有する者に係る改正前国共済法による年金たる給付(前条第一項の規定により適用するものとされた国家公務員共済組合法による年金たる給付を含む。)については、第四項、第九項及び第十一項から第十三項まで並びに次条第一項及び第二項の規定を適用する場合並びに当該給付の費用に關する事項を除き、同法及び改正後国共済施行法の長期給付に關する規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 13 (略)

(存続組合が支給する長期給付)

第三十三条 存続組合が支給する前条第二項第一号に規定する年金たる長期給付(以下「特例年金給付」という。)及び同項第二号に規定する一時金たる長期給付(以下「特例一時金給付」という。)については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、国家公務員共済組合法、改正後国共済施行法及び昭和六十年国共済改正法附則第三条から第三十二条まで(附則第三十一条を除く。)の長期給付に關する規定(以下この条において「国共済法等の規定」という。)を適用する。

2 15 (略)

○ 国家公務員退職手当法施行令(昭和二十八年政令第二百十五号) (抄)

(非常勤職員に対する退職手当)

第一条 常時勤務に服することを要する国家公務員(以下「職員」という。)以外の者で、国家公務員退職手当法(以下「法」という。)(第二条第二項の規定により職員とみなされるものは、次に掲げる者とする。

一 国の一般会計又は特別会計の歳出予算の常勤職員給与の目から俸給が支給される者

二 前号に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、総務大臣の定めるところにより、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)(が引き続き十二ヶ月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているもの

2 前項第二号に掲げる者については、法第四条中十一年以上二十五年未満の期間勤務した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分の規定並びに法第五条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに二十五年以上勤務した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分の規定は、適用しないものとする。

(退職手当の支払方法の特例)

第一条の二 法第二条の二第一項ただし書に規定する政令で定める確実な方法は、日本銀行を支払人とする小切手の振出しとする。

(その者の非違により退職した者)

第九条の五 法第八条第二項第二号に規定する政令で定める者は、その者の非違により退職した者で、退職の日から起算して三月前までに当該非違を原因として国家公務員法第八十二条の規定による懲戒処分(懲戒免職の処分を除く。)(又はこれに準ずる処分を受けたものとする。

(法第十条第一項に規定する政令で定める職員に準ずる者)

第九条の六 法第十条第一項に規定する政令で定める職員に準ずる者は、職員以外の者で、総務大臣の定めるところにより、引き続き職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)(が一月以上あるものとする。ただし、季節的業務に四箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に四箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務した場合に限る。

(技能習得手当及び寄宿手当に相当する退職手当)

第十条の二 法第十条第十項第一号に掲げる技能習得手当及び同項第二号に掲げる寄宿手当に相当する退職手当は、それぞれ雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第三十六条第一項に規定する技能習得手当及び同条第二項に規定する寄宿手当に相当する金額を同法の当該規定によるこれらの手当の支給の条件に従い支給する。

(傷病手当に相当する退職手当)

第十条の三 法第十条第十項第三号に掲げる傷病手当に相当する退職手当(以下「傷病手当に相当する退職手当」という。)は、支給残日数を超えては支給しない。

2 前項に規定する支給残日数とは、法第十条第一項又は第二項の規定による退職手当の支給を受ける資格に係る同条第一項第二号に規定する所定給付日数から当該資格に係る同項に規定する待期日数及び当該退職手当の支給を受けた日数を控除した日数をいう。

3 傷病手当に相当する退職手当は、雇用保険法第三十七条第一項に規定する傷病手当の支給の条件に従い支給する。

(就業促進手当等に相当する退職手当)

第十条の四 法第十条第十項第四号に掲げる就業促進手当、同項第五号に掲げる移転費及び同項第六号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当は、それぞれ雇用保険法第五十六条の二第一項に規定する就業促進手当、同法第五十八条第一項に規定する移転費及び同法第五十九条第一項に規定する広域求職活動費に相当する金額を同法の当該規定によるこれらの給付の支給の条件に従い支給する。

(法第十条第十三項に規定する政令で定める日数)

第十条の五 法第十条第十三項に規定する政令で定める日数は、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数とする。

一 雇用保険法第五十六条の二第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数

二 雇用保険法第五十六条の二第一項第一号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第五項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数

(総務省令への委任)

第十一条 法第十条の規定による退職手当の支給を受けるために必要な証明書の様式及び交付の手續その他その支給に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(退職手当の支給の一時差止め)

第十二条 法第十二条の二第二項に規定する一時差止処分(以下この条において「一時差止処分」という。)を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。

2 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知らなるときは、通知をすべき内容を官報に掲載することをもつて通知に代えることができる。この場合においては、その掲載

した日から起算して二週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の書面及び法第十二条の二第七項の説明書の様式その他一時差止処分の実施に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(退職手当の返納)

第十三条 法第十二条の三第一項の規定により返納させるべき退職手当の額は、次のとおりとする。

一 法第十二条の三第一項に規定する一般の退職手当等(以下この条において「一般の退職手当等」という。)の支給を受けていなければ法第十条第二項、第五項又は第七項の規定による退職手当の支給を受けることができた者であつた場合

一般の退職手当等の額からこれらの規定により算出される金額を控除して得た額

二 前号に掲げる場合以外の場合(次項に規定する場合を除く。) 一般の退職手当等の額の全額

2 法第十条第一項、第四項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けている場合(受けることができた場合を含む。)には、一般の退職手当等の額は、返納を要しない。

3 法第十二条の三第一項の規定により一般の退職手当等を返納させる場合には、その旨を記載した書面で通知しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、前項の書面の様式その他法第十二条の三第一項の規定による退職手当の返納に関し必要な事項は、総務省令で定める。

附則

1(略)

9 前項の場合において、先に職員として在職した者であつた適用日の前日以前において法の規定による退職手当に相当する給付の支給を受けることなく引き続き地方公務員となつたものについては、法第十三条の規定により退職手当を支給されないで地方公務員となつたものとみなして同項の規定を適用する。

16 法附則第十項に規定する政令で定めるところにより計算した額は、同項に規定する者の同項の規定による退職手当に係る退職の日における俸給月額に、第一号に掲げる割合から第二号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。

一 その者が法第二条の三から第六条の五まで、国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第六十四号)附則第三項、法律第三十号附則第五項から第八項まで、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第六十二号)附則第四項及び法律第一百五号附則第三条から第六条までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該俸給月額に対する割合

二 その者が特殊退職(職員として在職した後法の規定による退職手当に相当する給付の支給を受けて特定在職期間中に置いてした特殊退職に限る。以下同じ。)をした際に、その際支給を受けた法の規定による退職手当に相当する給付の額の計算の基礎となつた勤続期間(昭和二十一年六月三十日以前に当該給付の支給を受けている場合には、当該給付の額を当該特殊退職の日におけるその者の俸給月額で除して得た数に十二を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは

、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)を法の規定により計算した勤続期間とみなした場合の法の規定による退職手当(附則第六項の規定の適用を受ける職員及び外地官署所属職員のうち、整理退職に該当する特殊退職をした者については、法律第百十五号による改正前の法第四条第一項の規定による退職手当)の支給を受けたものとした場合における当該退職手当の額の当該特殊退職の日におけるその者の俸給月額に対する割合(特定在職期間中に特殊退職を二回以上した者については、それぞれの特殊退職に係る当該割合を合計した割合)

17 未復員者の勤続期間の計算については、なお従前の例による。ただし、本邦に帰還後引き続き職員となつた未復員者(法第十二条の規定の適用を受け、引き続き地方公務員となり、引き続き地方公務員として在職した後、法第七条第五項に規定する事由によつて引き続き職員となつた者を含む。)又は附則第十三項の規定の適用を受ける未復員者の未復員者としての勤続期間(未復員者としての勤続期間に引き続き未復員者以外の職員又は地方公務員としての適用日の前日以前における勤続期間を含む。)の計算については、未復員者以外の職員の例による。

18 (略)

19 法第十一条の規定は、前項に規定する家族の範囲及び順位について準用する。この場合において、同条中「遺族」とあるのは「家族」と、「死亡当時」とあるのは「退職当時」と、「主としてその収入によつて生計を維持していた」とあるのは「職員が帰還しているとすれば主としてその収入によつて生計を維持していると認められる」と読み替えるものとする。

20 (略)

21 法附則第十一項の規定は、同項に規定する職員が本邦に帰還後引き続き職員として在職し、若しくは引き続き職員となつて在職する場合又は法第十三条の規定の適用を受け、引き続き地方公務員となつて在職する場合においては、恩給法の一部を改正する法律附則第三十条第一項第一号又は第二号に掲げる者については適用がなかつたものとみなし、同項第三号に掲げる者については適用しないものとする。ただし、法附則第十一項の規定により支給された退職手当は、返還することを要しないものとし、当該退職手当の計算の基礎となつた在職期間は、その者の引き続き在職期間には、含まないものとする。

22 (略)

○ 国家公務員等退職手当暫定措置法施行令の一部を改正する政令(昭和三十四年政令第二百八号) (抄)

附 則

1 4 (略)

5 国家公務員退職手当法施行令(昭和二十八年政令第二百五十五号。以下この項及び次項において「施行令」という。)第

一条第一項各号に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項第二号に規定する勤務した日が引き続いて六月を超えるに至つた場合（附則第三項の規定に該当する場合を除く。）には、当分の間、その者を同号の職員とみなして、施行令の規定を適用する。この場合において、その者に対する国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）法第二条の三及び第六条の五の規定による退職手当の額は、同法第二条の三から第六条の五までの規定により計算した退職手当の額の百分の五十に相当する金額とする。

6 及び 7 (略)

○ 国家公務員等退職手当法施行令の一部を改正する政令（昭和三十六年政令第二百号）（抄）

附則

1 5 (略)

6 法第十一条の規定は、前項に規定する遺族の範囲及び順位について準用する。この場合において、同条第一項中「職員」とあるのは、「職員又は職員であつた者」と読み替へるものとする。

7 (略)

○ 国家公務員等退職手当法施行令の一部を改正する政令（昭和四十八年政令第三百三十四号）（抄）

附則

1 5 (略)

6 法律第三十号の施行の日前に、法律第三十号の施行の日において新令第七条第三項に規定する通算制度を有する地方公共団体に該当するもの（以下「特定地方公共団体」という。）の公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き地方公社又は新令第九条の二に掲げる法人で法律第三十号の施行の日において新令第七条第三項に規定する通算制度を有する地方公社等に該当するもの（以下「特定地方公社等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。）となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公社等に使用される者として在職した後引き続いて再び特定地方公共団体の公務員となるため退職し、かつ、引き続き地方公務員として在職した後更に法第七条第五項に規定する事由によつて引き続き職員となつた場合においては、先の地方公務員としての引き続き在職期間（法第十三条の規定により退職手当を支給されないう地方公務員となつた者にあつては、先の職員としての引き続き在職期間）の始期から後の地方公務員としての引き続き在職期間の終期までの期間をその者の地方公務員とし

ての引き続きいた在職期間として計算する。この場合における先の特定地方公共団体の公務員としての引き続きいた在職期間の計算については、施行令第七条第一項の規定は、適用しない。

7
11 (略)

12 法律第三十号附則第九項、第十一項若しくは第十四項又は附則第五項から前項までの規定（以下「勤続期間に関する特例規定」という。）の適用を受ける者のうち次の表の上欄に掲げる者（同表のそれぞれの項に掲げる規定以外の勤続期間に関する特例規定の適用を受ける者を除く。）が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する法律第二条の三及び第六条の五の規定による退職手当の額については、法律第三十号附則第十二項及び附則第四項の規定を準用する。この場合において、法律第三十号附則第十二項第二号の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表略)

13 法律第三十号附則第九項又は第十一項及び附則第五項又は第十一項の規定の適用を受ける者（他の勤続期間に関する特例規定の適用を受ける者を除く。）が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する法律第二条の三及び第六条の五の規定による退職手当の額は、法律第二条の三から第六条の五まで、国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第六十四号。以下「法律第六十四号」という。）附則第三項及び法律第三十号附則第五項から第八項まで又は第十二項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額からその者が特定休職指定法人又は地方公社の業務に従事した期間内に支給を受けた退職手当（これに相当する給付を含む。以下この項において同じ。）の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる利率で複利計算の方法により計算した利息に相当する金額を合計した額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧法及び法律第六十四号附則第三項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。

14 法律第三十号附則第十四項及び附則第五項又は第十一項の規定の適用を受ける者（他の勤続期間に関する特例規定の適用を受ける者を除く。）が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する法律第二条の三及び第六条の五の規定による退職手当の額は、法律第二条の三から第六条の五まで、法律第六十四号附則第三項及び法律第三十号附則第五項から第八項まで又は第十五項の規定にかかわらず、同項（法律第六十四号附則第三項の規定の適用を受ける者で法律第三十号附則第五項から第七項までの規定に該当するものにあつては、法律第三十号第八項）の規定により計算した額からその者が特定休職指定法人又は地方公社の業務に従事した期間内に支給を受けた退職手当の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき年五・五パーセントの利率で複利計算の方法により計算した利息に相当する金額を合計した額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧法及び法律第六十四号附則第三項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。

15
19 (略)

20 法第七条の二第四項の規定は、法律第三十号附則第十一項の規定に該当する者が法律第三十号の施行の日以後に引き続きいて公庫等職員（法第七条の二第一項に規定する公庫等職員をいう。以下この項において同じ。）となるため退職し、かつ、引き続きいて公庫等職員となつた場合について準用する。

21
24 (略)

○ 沖縄の復帰に伴う国家公務員退職手当法の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百七十六号）（抄）

第五条 第二条第四項に規定する者が退職した場合におけるその者に対する退職手当の額が、第一号及び第二号に掲げる額の合計額（その額が俸給月額に六十を乗じて得た額を超えるときは、その乗じて得た額）に達しないときは、退職手当法第二条の三から第六条の五まで、国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第百六十四号）附則第三項、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号）附則第五項から第八項まで、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十二号）附則第四項及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十五号）附則第三条から第六条までの規定にかかわらず、当分の間、当該合計額をもつてその者の退職手当の額とする。

2
(略)
一及び二 (略)

○ 独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理及び経過措置に関する政令（平成十七年政令第四十六号）（抄）

(国家公務員退職手当法等の適用に関する経過措置)

第二条 独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行前に従前の独立行政法人産業技術総合研究所（以下「従前の研究所」という。）を退職した者に関する国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、独立行政法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）の長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。

2
(略)

○ 国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）（抄）

附 則

（国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の国家公務員退職手当法の規定は、この法律の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

○ 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（抄）

（法附則第三条第二項に規定する政令で定める者等）

第一条の二 法附則第三条第二項第十号に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる者とし、同項第十号に規定する政令で定める日は、それぞれ当該各号に定める日とする。

- 一 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第二条第一項に規定する職員（以下「職員」という。）として在職した後、平成十八年四月一日以後平成十九年三月三十一日までの間に引き続き地方公務員又は同法第七条の二第一項に規定する公庫等職員（他の法律の規定により、同条の規定の適用について、同項に規定する公庫等職員とみなされる者を含む。以下この条及び次条において「公庫等職員」という。）若しくは国家公務員退職手当法第七条の三第一項に規定する独立行政法人等役員（以下この条及び次条において「独立行政法人等役員」という。）となった者で、地方公務員又は公庫等職員若しくは独立行政法人等役員として在職した後同年四月一日以後に引き続き独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（国営企業等に該当するものを除く。）の職員となったもの（その者の基礎在職期間（国家公務員退職手当法第五条の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）のうち当該地方公務員又は公庫等職員若しくは独立行政法人等役員となった日前の期間に、新制度適用職員としての在職期間が含まれない者に限る。） 当該地方公務員又は公庫等職員若しくは独立行政法人等役員となつた日

二 (略)

○ 恩給給与規則（大正十二年勅令第三百六十九号）（抄）

第四十条 恩給法第十五条ノ審議會等ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノハ恩給審査会トス

○ 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）（抄）

（刑に処せられた場合等の給付の制限）

第十一条の十 組合員が禁錮以上の刑に処せられ、又は法第九十七条第一項に規定する懲戒処分を受けた場合には、同項の規定により、その者には、その刑に処せられ、又は懲戒処分を受けたとき以後、その組合員期間に係る退職共済年金の職域加算額又は障害共済年金の職域加算額（法第七十四条第二項に規定する障害共済年金の職域加算額をいう。以下同じ。）に相当する金額のうち、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に掲げる割合に相当する金額を支給しない。

一 （略）

二 懲戒処分によつて退職した場合 その引き続き組合員期間の月数が当該退職共済年金の職域加算額又は障害共済年金の職域加算額に相当する金額の算定の基礎となつた組合員期間の月数のうちに占める割合に百分の五十を乗じて得た割合

三 （略）

2 退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金の受給権者が禁錮以上の刑に処せられた場合には、法第九十七条第一項又は第二項の規定により、その者には、その刑に処せられたとき以後、当該年金の額のうち、退職共済年金の職域加算額、障害共済年金の職域加算額又は遺族共済年金の職域加算額（法第八十九条第一項第二号又は第二項第二号の規定により遺族共済年金の額が算定される者（同条第一項第二号の規定により同項第一号の規定による遺族共済年金の額が算定される者を除く。）であつて、かつ、退職共済年金又は地方公務員等共済組合法による退職共済年金の支給を受ける者については、遺族共済年金の職域加算額に相当する金額の三分の二に相当する金額と、退職共済年金の職域加算額に相当する金額の二分の一に相当する金額又は地方退職共済年金の職域加算額に相当する金額の二分の一に相当する金額との合算額。以下この条において同じ。）に相当する金額の百分の五十に相当する金額を支給しない。

3 （略）

4 前項に規定する給付の制限を開始すべき月とは、禁錮以上の刑に処せられ若しくは第一項の懲戒処分を受けた日又は退職共済年金、障害共済年金若しくは遺族共済年金の給付事由が生じた日のいずれか遅い日の属する月の翌月をいい、同日において法第七十四条第一項の規定、法第七十九条第一項若しくは附則第十二条の七の四第一項若しくは施行法第十条第二項（施行法第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十六條第二項（施行法第二十七條において準用する場合を含む。）又は第四十八條第一項（施行法第四十九條又は第五十條第一項において準用する場合を含む。））の規定、法第八十七條第一項若しくは第四項の規定又は法第九十一条第一項から第四項まで若しくは第九十二条を含む。）の規定、法第八十七條第一項若しくは第四項の規定又は法第九十一条第一項から第四項まで若しくは第九十二

条第一項の規定により退職共済年金の職域加算額、障害共済年金の職域加算額又は遺族共済年金の職域加算額に相当する金額の支給が停止されている場合にあつては、その停止すべき事由がなくなつた日の属する月の翌月をいう。

5 第一項第二号に規定する引き続く組合員期間の月数又は同項第三号に規定する停職の期間の月数は、次の各号に掲げる組合員については、当該各号に掲げる期間の月数を控除した月数による。

一 法第九十九条第五項に規定する専従職員である組合員 その専従職員であつた期間

二 旧法第九十四条第二項、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第六十三号）第二条の規定による改正前の施行法（以下「昭和三十四年改正前の施行法」という。）第四十七条若しくは第四十八条又は旧地方の施行法第五十一条の規定による改正前の施行法（以下「昭和三十七年改正前の施行法」という。）第五十一条の二第三項の規定の適用を受けた期間を有する組合員 その期間

6、8（略）

（地方の組合の組合員が組合員となつた場合の取扱い）

第四十八条 地方の組合の組合員又は地方の組合の組合員であつた者が組合員となつたときは、長期給付に関する規定の適用については、その者の地方の組合の組合員であつた期間における地方公務員等共済組合法第四十四条第二項に規定する各月の掛金の標準となつた給料の額に同項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額及び同項に規定する掛金の標準となつた期末手当等の額をその者の組合員期間における当該各月の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額とみなす。

2 地方の組合の組合員又は地方の組合の組合員であつた者で、地方公務員等共済組合法第百条に規定する地方公共団体の長であつた期間（地方の施行法の規定により当該期間に算入され、又は当該期間とみなされた期間を含む。）が十二年以上であるものが組合員となつたときは、その者に対する退職共済年金の支給又はその者の遺族に対する遺族共済年金の支給については、地方公務員等共済組合法又は地方の施行法の規定の例による。

3 地方の組合の組合員又は地方の組合の組合員であつた者で、地方公務員等共済組合法第百三条の規定によりその額が算定される同法の規定による障害共済年金の受給権者が組合員となつたときは、その者に対する障害共済年金の支給については、同法の規定の例による。

○ 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）

（定年退職者等の再任用）

第八十一条の四 任命権者は、第八十一条の二第一項の規定により退職した者若しくは前条の規定により勤務した後退職した者若しくは定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮してこれらに準ずるものとして人事院規則で定める者（以下「定年退職者等」という。）又は自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）の規定により退職した者であつて定年退

- 職者等に準ずるものとして人事院規則で定める者(次条において「自衛隊法による定年退職者等」という。)を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する官職に採用することができる。ただし、その者がその者を採用しようとする官職に係る定年に達していないときは、この限りでない。
- ② 前項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、人事院規則の定めるところにより、一年を超えない範囲内で更新することができる。
- ③ 前二項の規定による任期については、その末日は、その者が年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日以前でなければならない。

○ 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成九年政令第八十五号)(抄)

(改正前国共済法による年金たる給付の支給等に関する規定の技術的読替え)

第二十三条 (略)

2及び3 (略)

4 平成八年改正法附則第十六条第一項に規定する年金たる給付については、平成九年改正政令第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号。第十一条の七の八及び第十一条の九を除く。)の長期給付に関する規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十一条の十第一項	組合員が	(略)
<p>厚生年金保険の被保険者(当該被保険者が平成九年四月一日前に支給事由が生じた退職共済年金又は障害共済年金の受給権者である場合にあつては、厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。))第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(以下「改正前国共済法」という。))第二条第一項第七号に規定する適用法人又は改正前国共済法第百十一条の六第一項に規定する指定法人の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項</p>		

5
5
10
(略)

<p>第十一条の第十第五項</p>	<p>組合員期間</p>	<p>に規定する適用事業所であるものに使用されるものに限る。)が</p> <p>旧適用法人施行日前期間(平成八年改正法附則第二十四条第二項に規定する旧適用法人施行日前期間をいう。以下同じ。)</p>
	<p>組合員期間</p> <p>掲げる組合員</p> <p>である組合員</p> <p>有する組合員</p> <p>組合員期間</p>	
<p>第十一条の第十第六項</p> <p>第十一条の第十第七項</p>	<p>各省各庁の長(法第八条第一項に規定する各省各庁の長をいう。)</p> <p>割合を連合会に通知したときは、その割合に</p>	<p>割合に</p>
	<p>各省各庁の長(法第八条第一項に規定する各省各庁の長をいう。)</p> <p>割合を連合会に通知したときは、その割合に</p>	

(略)

○ 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成九年政令第八十六号)(抄)

(存続組合が支給する特例年金給付及び特例一時金給付に関する国共済法等の規定の技術的読替え等)

第十二条 平成八年改正法附則第三十三条第一項の規定により適用するものとされた同項に規定する国共済法等の規定の適用については、第八条に定めるもののほか、これらの規定のうち次の表の第一欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>国家公務員共済組合法</p>	<p>第九十七条第一項</p>	<p>組合員若しくは組合員であつた者が</p>	<p>旧適用法人施行日前期間を有する者が</p>
		<p>組合員が</p> <p>組合員期間</p>	<p>旧適用法人施行日前期間内に</p> <p>旧適用法人施行日前期間</p>

(略)

259 (略)

第九十七条第三 項及び第百二条 第一項	組合員期間	旧適用法人施行日前期間
---------------------------	-------	-------------

○ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年年政令第三百五十二号）（抄）

（給付の制限）

第二十七条 組合員が禁錮以上の刑に処せられ、又は法第百十一条第一項に規定する懲戒処分を受けた場合には、同項の規定により、その者には、その刑に処せられ、又は懲戒処分を受けたとき以後、その組合員期間に係る退職共済年金又は障害共済年金の額のうち、法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる部分に相当する額に、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た金額を支給しない。

一 (略)

二 懲戒処分によつて退職した場合 その引き続き組合員期間の月数が当該退職共済年金又は障害共済年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の月数のうちに占める割合に百分の五十を乗じて得た割合

三 (略)

2 退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金の受給権者が禁錮以上の刑に処せられた場合には、法第百十一条第一項又は第二項の規定により、その者には、その刑に処せられたとき以後、当該年金の額のうち、法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる部分に相当する金額（法第九十九条の二第一項第二号又は第二項第二号の規定により遺族共済年金の額が算定される者（同条第一項第二号の規定により同項第一号に定める金額が遺族共済年金の額とされる者を除く。）であつて、かつ、退職共済年金又は国の新法による退職共済年金の支給を受ける者については、遺族共済年金の職域相当額に相当する金額の三分の二に相当する金額と、退職共済年金の職域相当額に相当する金額の二分の一に相当する金額又は国の退職共済年金の職域加算額に相当する金額の二分の一に相当する金額との合算額とする。）の百分の五十に相当する金額を支給しない。

3 (略)

4 前項に規定する給付の制限を開始すべき月とは、禁錮以上の刑に処せられ若しくは第一項の懲戒処分を受けた日又は退職共済年金、障害共済年金若しくは遺族共済年金の給付事由の生じた日のいずれか遅い日の属する月の翌月をいい、同日

において法第七十六条第一項の規定、法第八十一条第一項若しくは附則第二十五条の五第一項若しくは法第十七条（施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）、第五十条（施行法第五十二条において準用する場合を含む。）、第五十七条（施行法第五十九条において準用する場合を含む。）の規定、法第九十二条第一項若しくは第五項の規定又は法第九十九条の四第一項から第四項まで若しくは第九十九条の五第一項の規定によりこれらの年金の額の支給が停止されている場合（法第七十六条第二項の規定によりこれらの年金の額の一部の支給が行われる場合を除くものとし、施行法第十八条（施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）、第十九条（施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）、第五十一条（施行法第五十二条において準用する場合を含む。）、第五十八条（施行法第五十九条において準用する場合を含む。）又は第六十条（施行法第六十条において準用する場合を含む。）の規定によりこれらの年金の額の一部の支給が行われる場合を含む。）にあつては、その停止すべき事由がなくなつた日の属する月の翌月をいう。

5 第一項第二号に規定する引き続く組合員期間の月数又は同項第三号に規定する停職の処分又はこれに相当する処分を受けた期間の月数は、次の各号に掲げる組合員については、当該各号に掲げる期間の月数を控除した月数による。

一 法第十三条第五項に規定する職員団体の事務に専ら従事する職員である組合員 その職員団体の事務に専ら従事する職員であつた期間

二 旧市町村共済法附則第十六項若しくはこれに相当する共済条例、国の旧法第九十四条第二項、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第六十三号）による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）第四十七条若しくは第四十八条又は施行法による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第五十一条の二第三項の規定の適用を受けた期間を有する組合員 これらの規定の適用を受けた期間

6、8（略）

（国の組合の組合員が組合員となつた場合の取扱い）

第四十五条 国の組合の組合員又は国の組合の組合員であつた者が組合員となつたときは、長期給付に関する規定の適用については、その者の国の組合の組合員であつた期間における国の新法第百条第三項に規定する各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額及び標準期末手当等の額をその者の組合員期間における法第四十四条第二項に規定する当該各月の掛金の標準となつた給料の額に同項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額及び同項に規定する掛金の標準となつた期末手当等の額とみなす。

（団体組合員に係る長期給付等の取扱い）

第五十三条 地方職員共済組合の業務上の余裕金で団体組合員に係るものの運用又は団体組合員に係る長期給付について第一条、第十六条第一項、第二十五条第一項、第二十五条の十三第一項又は第二十七条第一項若しくは第四項の規定を適用する場合には、第一条中「第二条第一項各号」とあるのは「第二条第一項各号（法第四百四十四条の三第二項の規定

により読み替えて適用される場合を含む。」と、第十六条第一項第二号中「地方公共団体の一時借入れ」とあるのは「団体（法第四十四條の三第一項に規定する団体をいう。）」と、第二十五條第一項第二号中「公務等傷病」とあるのは「業務等傷病」と、「法第八十七條第二項」とあるのは「法第四十四條の三第二項の規定により読み替えて適用される法第八十七條第二項」と、第二十五條の十三第一項中「公務等傷病」とあるのは「業務等傷病」と、第二十七條第一項中「法第一百一十條第一項に規定する懲戒処分を受けた」とあるのは「地方公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により地方公務員の停職に相当する処分を受けた場合若しくは解雇された」と、「同項」とあるのは「法第四十四條の三第二項の規定により読み替えて適用される法第一百一十條第一項」と、「又は懲戒処分を受けた」とあるのは「又は地方公務員の停職に相当する処分を受け、若しくは解雇された」と、同項第二号中「懲戒処分によつて退職した」とあるのは「地方公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇された」と、同條第四項中「第一項の懲戒処分を受けた」とあるのは「地方公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により地方公務員の停職に相当する処分を受け若しくは解雇された」と読み替えるものとする。

（地方公共団体又は特定地方独立行政法人の報告等）

第六十八條 地方公共団体又は特定地方独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事務を行うものとする。

一 九 （略）

○ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）（抄）

（定年退職者等の再任用）

第二十八條の四 任命権者は、当該地方公共団体の定年退職者等（第二十八條の二第一項の規定により退職した者若しくは前條の規定により勤務した後退職した者又は定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮してこれらに準ずるものとして條例で定める者をいう。以下同じ。）を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に採用することができる。ただし、その者がその者を採用しようとする職に係る定年に達していないときは、この限りでない。

255 （略）

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第二百四条 (略)

② 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職員手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。)、又は退職手当を支給することができる。

③ (略)

○ 総務省組織令(平成十二年政令第二百四十六号)(抄)

(設置)

第二百十一条 法律の規定により置かれる審議会等のほか、本省に、次の審議会等を置く。

恩給審査会

政策評価・独立行政法人評価委員会

情報通信審議会

情報通信行政・郵政行政審議会

(恩給審査会)

第二百十二条 恩給審査会は、恩給法(大正十二年法律第四十八号)(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第八十七号)附則その他恩給に関する法律を含む。)の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

2 前項に定めるもののほか、恩給審査会に關し必要な事項については、恩給審査会令(昭和二十四年政令第二百二十二号)の定めるところによる。